

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
に当たるときは、
翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
(水産課)

◇告 示 土地改良区の役員就退任(二件) (農村整備課)
県営土地改良事業計画の決定(〃)

◇選管告示 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正(水産課)
政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨(二件)
政治団体の解散の届出
指定団体の届出

◇正 誤 平成四年十一月鳥取県告示第九百十三号中訂正

公布された規則のあらまし

◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

一 生活改善資金のうち高齢者活動資金の名称を婦人・高齢者活動資金に改め、当該資金に婦人の共同活動に係る資金を加えることとした。(別表第一、別表第二関係)

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十一号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十五年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の項3中「高齢者活動資金」を「婦人・高齢者活動資金」に、「高齢者であつて」を「婦人又は高齢者であつて」に改める。

別表第二中「高齢者活動資金」を「婦人・高齢者活動資金」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第九百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山開拓名和町地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 増本 茂 西伯郡名和町大字高田一〇六七―二
- 松本 重信 西伯郡名和町大字高田二四四四
- 角 公邦 西伯郡名和町大字門前一―三二
- 原 祥二郎 西伯郡名和町大字門前一〇四五
- 下嶋 三郎 西伯郡名和町大字門前六九一
- 荒松 信孝 西伯郡名和町大字門前七六六
- 船越 虎治 西伯郡名和町大字加茂三二〇四
- 林中 弘光 西伯郡名和町大字加茂二二七〇―二

- 表 勲 西伯郡名和町大字東坪二四八四―九
 - 河村 富士夫 西伯郡名和町大字小竹二二九七―六
 - 二宮 猛 西伯郡名和町大字豊成二二四四―一
 - 監事 佐谷 勉 西伯郡名和町大字高田二〇五五
 - 小林 隆雄 西伯郡名和町大字門前九九六
 - 山上 登美明 西伯郡名和町大字加茂二〇三二
- 平成三年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 増本 茂 西伯郡名和町大字高田一〇六七―二
 - 古好 篁行 西伯郡名和町大字高田二四三九
 - 原 祥二郎 西伯郡名和町大字門前一〇四五
 - 角 公邦 西伯郡名和町大字門前一―三二
 - 下嶋 三郎 西伯郡名和町大字門前六九一
 - 荒松 信孝 西伯郡名和町大字門前七六六
 - 伊藤 豊美 西伯郡名和町大字加茂三〇六四
 - 表 勲 西伯郡名和町大字東坪二四八四―九
 - 林中 弘光 西伯郡名和町大字加茂二二七〇―二
 - 河村 貢太郎 西伯郡名和町大字東坪二四六三―四六
 - 西吉 久 西伯郡名和町大字豊成二六〇六
 - 監事 寺尾 寿雄 西伯郡名和町大字高田一九〇九
 - 小林 隆雄 西伯郡名和町大字門前九九六
 - 山上 登美明 西伯郡名和町大字加茂二〇三二
- 平成三年四月一日就任 任期二年

鳥取県告示第九百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市成実土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事	赤井通泰	米子市古市一六二
〃	赤井純	米子市古市四七六
〃	田中實	米子市古市三八四
〃	牧茂富	米子市古市五一
〃	赤井直義	米子市古市一九七
〃	潮清	米子市古市二八二
〃	赤井稔	米子市新山九〇四
〃	能見貞夫	米子市新山五六九
〃	羽柴貞雄	米子市新山五〇九
〃	大森孟	米子市新山二〇五
〃	戸川純一	米子市新山一五五
〃	井上博則	米子市新山五七一
〃	上野和美	米子市新山九〇七
〃	斉木雄幸	米子市古市一五二
〃	潮元	米子市古市二〇八

〃 大谷 巖 米子市新山四八二

平成四年十月十五日退任

就任した役員の名及び住所

理事	赤井通泰	米子市古市一六二
〃	赤井純	米子市古市四七六
〃	田中實	米子市古市三八四
〃	牧茂富	米子市古市五一
〃	赤井直義	米子市古市一九七
〃	潮清	米子市古市二八二
〃	赤井稔	米子市新山九〇四
〃	能見秀人	米子市新山五六九
〃	羽柴貞雄	米子市新山五〇九
〃	大森孟	米子市新山二〇五
〃	戸川純一	米子市新山一五五
〃	井上博則	米子市新山五七一
〃	上野和美	米子市新山九〇七
〃	斉木雄幸	米子市古市一五二
〃	潮元	米子市古市二〇八
〃	大谷巖	米子市新山四八二

平成四年十月十六日就任 任期四年

鳥取県告示第九百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業今西地区農業用排水、農道整備、暗きょ排水及び客土）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十二月七日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百二十五号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和五十五年一月鳥取県告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成四年十二月四日から施行する。

平成四年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二生活改善資金の表高齢者活動資金の項中「高齢者活動資金」を「婦人・高齢者活動資金」に改め、「主として」の下に「婦人又は」を加える。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

平成四年十二月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
西山泰雄後援会	西尾 一武	旧中 正美	八頭郡郡家町大字 麻生一三四	平成四年九月七日	その他政治団体
石黒たけし後援会	中原 守	中原 茂	気高郡気高町大字 土居八一	平成四年九月十四日	
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取県支部	奥田 一憲	堀尾 貞夫	米子市明治町一〇	"	
古家祐之介後援会	福嶋 久則	古家 益一	八頭郡郡家町大字 大坪四一四	平成四年九月十七日	
森本成人後援会	吉村 泰雄	谷本 壽萬	気高郡気高町大字 宝木七五九一	"	
常田たかよし21・とつとり研究会	尾崎 英篤	鈴木 忠	鳥取市若桜町三九	平成四年九月二十四日	
湯口史章後援会	坪井 和弘	鈴木 節美	気高郡気高町大字 勝見六八七一四	平成四年十月五日	
竹歳哲也後援会	椿 章夫	木本 勝治	東伯郡羽合町大字 旧後八八九一	平成四年十月七日	
田淵寿美雄後援会	岡森浩太郎	田中 操	八頭郡郡家町大字 延命寺一八四	"	
岡嶋弘道後援会	宮崎 純一	岡嶋 洋一	八頭郡郡家町大字 篠波一三四	平成四年十月十五日	
大田すすむ後援会	大田 昇	大田 昇	倉吉市余戸谷町三〇三〇一六	平成四年十一月十九日	

鳥取県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同

法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成四年十二月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	異動事項	届出年月日	備考
自由民主党米子市尚徳支部	代表者の氏名 田子 勝広	平成四年九月二十日	政党の支部
自由民主党江府町支部	代表者の氏名 佐々木 正	平成四年九月二十日	
自由民主党鳥取市末恒支部	代表者の氏名 竹本 愛	"	
自由民主党三朝町支部	代表者の氏名 西村武津美	平成四年九月二十日	
"	代表者の氏名 岩本 若美	"	
"	代表者の氏名 三島 正明	平成四年九月三十日	
自由民主党救世連合会鳥取県支部	代表者の氏名 山中 隆	平成四年十月二日	
自由民主党鳥取市米里支部	代表者の氏名 渡辺喜八郎	"	
"	代表者の氏名 渡辺寛太夫	"	
主たる事務所所在地	鳥取市越路六〇二一三	"	
代表者の氏名	鳥取市越路六二〇	"	
代表者の氏名	米子市上安曇 三五九	平成四年九月二十日	
代表者の氏名	米子市青木一 一二六	平成四年九月二十日	
代表者の氏名	田中伊左保	"	
代表者の氏名	加藤 憲三	"	
代表者の氏名	田中 尚之	"	
代表者の氏名	東伯郡三朝町 大字大瀬九四七一一	平成四年九月二十日	
代表者の氏名	東伯郡三朝町 大字小河内七四一	平成四年九月二十日	
代表者の氏名	安井 由行	"	
代表者の氏名	御船 積	"	
代表者の氏名	金田 文夫	"	
代表者の氏名	太田 薫	"	

石黒たけし後援会	主たる事務所の所在地	新町三丁目一七	気高郡気高町	三代 和雄	平成四年九月三十日	〃	〃
足立光徳後援会	会計責任者の氏名	足立 英之	〃	〃	〃	〃	〃
国頭三枝子後援会	主たる事務所の所在地	〇〇一八	西伯郡淀江町	西伯郡淀江町 九	平成四年九月二十日	〃	〃
宮脇三巳後援会	代表者の氏名	松井 太輔	〃	高濱 時雄	〃	〃	〃
花本政経懇話会	主たる事務所	七二八	東伯郡東伯町	東伯郡東伯町 一四一八	平成四年九月二十日	〃	〃
小倉利男後援会	〃	吉田 護	〃	田中 昭雄	平成四年九月二十日	〃	〃
鳥取県自治同志会	会計責任者の氏名	前田 正恭	〃	坂田賢一郎	平成四年九月十八日	〃	〃
平成会	代表者の氏名	内田 博長	〃	小谷 秀人	平成四年九月二日	〃	その他
自由民主党河原町支部	〃	右近 利夫	〃	山口 邦夫	平成四年十月十九日	〃	〃
自由民主党赤碕町支部	〃	谷本 茂	〃	真山 大治	平成四年十月十二日	〃	〃
自由民主党米子市義方支部	〃	松田 恒男	〃	曾田 修	平成四年十月五日	〃	〃
自由民主党米子市崎津支部	〃	長谷川敏雄	〃	門脇 和幸	〃	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	長谷川陽治	〃	西村 晃	〃	〃	〃
〃	代表者の氏名	橋本 巖	〃	岩本信次郎	〃	〃	〃
自由民主党用瀬町支部	主たる事務所	八頭郡用瀬町 六	〃	〃	〃	〃	〃
〃	主たる事務所	八頭郡用瀬町 一六	〃	〃	〃	〃	〃
〃	主たる事務所	八頭郡用瀬町 四	〃	〃	〃	〃	〃
〃	代表者の氏名	渡辺喜八郎	〃	西村 寿信	〃	〃	〃

岡本武士後援会	代表者の氏名	吉木 正行	吉木 竹義	平成四年十月二十日
〃	会計責任者の氏名	日向 道子	高橋 章	〃
〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成四年十二月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体
期間 平成3年1月1日～同年12月31日
政治団体の名称 **鳥取県林業政治連盟**

報告年月日 平成4年10月29日

1 収入・支出の総額	収入	2,059,248円	支出	2,059,248円
(1) 収入総額	収入	645,559円	支出	645,559円
ア 前年繰越額		1,413,689円		
イ 本年収入額		1,413,689円		
(2) 支出総額		1,450,917円		

2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳	個人の負担する党費又は会費(450人)	1,314,000円
	その他の収入	
	10万円未満の収入	99,689円
	合 計	1,413,689円
(2) 支出の内訳		

経常経費	
人件費	100,000円
光熱水費	165,260円
小 計	265,260円
政治活動費	
組織活動費	104,580円
寄附・交付金	1,072,000円
その他の経費	9,077円
小 計	1,185,657円
合 計	1,450,917円

鳥取県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成四年十二月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 藤 勇

政治団体の収支報告書の要旨

◎政党の支部

政治団体の名称	自由民主党鳥取県健康づくり支部
報告年月日	平成 4 年 10 月 12 日 (平成 4 年 10 月 4 日解散)
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	3,882,027円
ア 前年繰越額	769,027円
イ 本年収入額	3,113,000円
(2) 支出総額	3,882,027円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
個人の負担する党費又は 会費(566人)	2,264,000円
その他の収入	
自由民主党鳥取支部連合会選 付金	849,000円
合 計	3,113,000円
(2) 支出の内訳	
経常経費	
人件費	641,350円
備品・消耗品費	329,645円
事務所費	45,614円
小 計	1,016,609円
政治活動費	
組織活動費	321,870円

選挙関係費	125,908円
調査研究費	153,640円
寄附・交付金	2,264,000円
小 計	2,865,418円
合 計	3,882,027円
◎その他の政治団体	
政治団体の名称	全国たばこ耕作者 政治連盟鳥取県支 部連合会
報告年月日	平成 4 年 9 月 14 日 (平成 4 年 3 月 31 日解散)
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	49,536円
ア 前年繰越額	49,299円
イ 本年収入額	237円
(2) 支出総額	49,586円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
その他の収入	10万円未満の収入
合 計	237円
(2) 支出の内訳	
政治活動費	

<p>組織活動費 5,760円</p> <p>その他の経費 43,776円</p> <p>小計 49,536円</p> <p>合計 49,536円</p>	<p>政治活動費 417,360円</p> <p>組織活動費 461,916円</p> <p>合計 461,916円</p>	<p>政治団体の名称 小倉利男後援会</p> <p>報告年月日 平成4年9月25日</p> <p>(平成4年9月24日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 19,500円</p> <p>ア 前年繰越額 19,500円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 19,500円</p> <p>2 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 19,500円</p> <p>合計 19,500円</p>	<p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>
<p>政治団体の名称 全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部</p> <p>報告年月日 平成4年9月14日</p> <p>(平成4年3月31日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 461,916円</p> <p>ア 前年繰越額 459,477円</p> <p>イ 本年収入額 2,439円</p> <p>(2) 支出総額 461,916円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>その他の収入</p> <p>10万円未満の収入 2,439円</p> <p>合計 2,439円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>備品・消耗品費 41,296円</p> <p>事務所費 3,260円</p> <p>小計 44,556円</p>	<p>政治団体の名称 全国たばこ耕作者政治連盟米子支部</p> <p>報告年月日 平成4年9月14日</p> <p>(平成4年3月31日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 804,633円</p> <p>ア 前年繰越額 801,662円</p> <p>イ 本年収入額 2,971円</p> <p>(2) 支出総額 804,633円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>その他の収入</p> <p>10万円未満の収入 2,971円</p> <p>合計 2,971円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 13,860円</p> <p>その他の経費 790,773円</p> <p>小計 804,633円</p> <p>合計 804,633円</p>	<p>政治団体の名称 石井道子鳥取県後援会</p> <p>報告年月日 平成4年10月7日</p> <p>(平成4年9月80日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>	<p>政治団体の名称 関口憲造鳥取県後援会</p> <p>報告年月日 平成4年10月7日</p> <p>(平成4年9月30日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 46,733円</p> <p>ア 前年繰越額 46,295円</p> <p>イ 本年収入額 438円</p> <p>(2) 支出総額 46,733円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>その他の収入</p> <p>10万円未満の収入 438円</p> <p>合計 438円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>寄附・交付金 46,733円</p> <p>合計 46,733円</p>

鳥取県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年十二月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県健康づくり支部	白石 和男	野嶋 功	日野郡江府町大字佐川一〇〇二一	平成四年十月十二日	政党の支部
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	奥田 一憲	森本 哲	〇米子市明治町一〇	平成四年九月十四日	その他政治団体
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	竹本 重美	原田 実	鳥取市湖山町北四丁目一〇二	"	"
全国たばこ耕作者政治連盟米子支部	奥田 一憲	森本 哲	〇米子市明治町一〇	"	"
小倉利男後援会	中尾 政和	吉田 護	〇鹿野一三〇一	平成四年九月二十五日	"
石井道子鳥取県後援会	上田 務	秋山 雄平	鳥取市吉方温泉三丁目七五一一五	平成四年十月七日	"
坂田しずお後援会	江谷 勇	山本 成一	〇勝見一三五	"	"
関口恵造鳥取県後援会	上田 務	秋山 雄平	鳥取市吉方温泉三丁目七五一一五	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成四年十二月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

指定団体の届出をした者の氏名	公職の種類	指 定 団 体	届出年月日
常田 享詳	県議会議員	常田たかよし研究会 鳥取市若桜町三九	平成四年九月二十四日
		尾崎 英篤	

正 誤

平成四年十一月鳥取県告示第九百十三号（土地改良区の役員のが就退任について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
 三 下 後ろから十二 北条町土地改良区 北条土地改良区